

令和5年2月定例県議会（本会議）における答弁要旨

（質問日：令和5年2月14日）

（代表）一般 **【入江担当】** 部（局・庁）・課（室）名 健康福祉部健康福祉政策課
 質問者 立千民 大川 忠夫 議員

質問要旨	答 弁 要 旨	答 弁 者
<p>6. 健康福祉行政について</p> <p>(1) 感染症対策について</p> <p>ア 感染症医療調整センターの実績をどのように評価しているのか。また、今後どのようにしていくのか。</p>	<p>1 県では、冬の感染拡大に備え、これまで保健所が行っていた新型コロナウイルス感染症に係る入院調整や健康観察等の業務を一括して実施する、「千葉県新型コロナウイルス感染症医療調整センター」を昨年12月5日に設置しました。</p> <p>2 同医療調整センターは、開設から2月9日までに、入院調整約1,800件、健康観察約3,100件、往診約1,700件などを実施しており、医療的な対応が必要な患者を迅速かつ確実に支援するとともに、自宅療養者への対応を強化できたと考えています。</p> <p>3 なお、国においては、5月8日に新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけを見直す方針であり、今後、医療提供体制の段階的移行に関して詳細が示されるものと聞いていることから、その内容を踏まえて適切に対応してまいります。</p>	<p>副知事 黒野 嘉之</p>

令和5年2月定例県議会（本会議）における答弁要旨

（質問日：令和5年2月14日）

（代表・一般）

部（局・庁）・課（室）名

健康福祉部疾病対策課

質問者 立千民 大川 忠夫 議員

質問要旨	答 弁 要 旨	答弁者
<p>6. 健康福祉行政について (1) 感染症対策について イ 感染症法の改正に伴い、県は都道府県連携協議会の設置や感染症予防計画の策定等を求めているが、どのように進めていくのか。</p> <p>（要望） 今般の感染症法改正に伴う対応は基本的に令和6年4月からとなっていますが、保健所の体制機能や地域の関係者間の連携強化は今年4月から施行と待たなしの対応が求められています。感染症から県民の命と健康を守る感染症対策に向けて更なる取組を要望いたします。</p>	<p>1 今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、次なる感染症の発生及びまん延に備えるために感染症法が改正されたところです。</p> <p>2 この改正により、県は、令和5年度から県や保健所設置市のほか、医療関係者、学識経験者、消防機関等で構成される連携協議会を設置し、平時から関係機関間の協議・情報共有を行い、感染症発生・まん延時においては必要な協議を行うことが求められます。</p> <p>3 また、連携協議会の協議結果を踏まえ、感染症予防計画を策定し、この計画に基づく取組状況について、協議会の参加者間で共有することにより、感染症発生・まん延時における機動的な対策につなげていく必要があります。</p> <p>4 県としては、今後、連携協議会の設置の準備を進め、令和6年度の予防計画策定に向けて取り組んでまいります。</p>	<p>副知事 黒野 嘉之</p>

令和5年2月定例県議会（本会議）における答弁要旨

（質問日：令和5年2月14日）

部（局・庁）・課（室）名 健康福祉部健康福祉政策課

健康づくり支援課、疾病対策課

（代表）・一般

質問者 立千民 大川 忠夫 議員

質問要旨	答 弁 要 旨	答弁者
<p>6. 健康福祉行政について</p> <p>(1) 感染症対策について</p> <p>ウ 感染症法等の改正を踏まえ、県の保健所における保健師の計画的な確保・育成が必要だが、今後の方向性はどうか。</p>	<p>1 県では、新型コロナウイルス感染症等の対応のため、保健所の体制強化に努めており、保健所の保健師は令和4年4月時点で162名、令和2年4月と比較して、24名増員したところでは。</p> <p>2 また、保健師の育成については、職場内研修と職場外の階層・領域別研修、ジョブローテーション等を組み合わせた人材育成体系を構築しています。</p> <p>3 今般の感染症法の改正に伴い、県が策定する予防計画に新たに人材の養成及び資質の向上や、保健所体制の確保等について定めることとされ、現在、国において、法改正に伴う保健所の機能強化等について、具体的な検討がされているところでは。</p> <p>4 県としては、国の検討状況や今回の新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえた上で、保健師について必要な人材の確保・育成を行うなど、保健所の機能強化を進めてまいります。</p>	<p>知事 熊谷 俊人</p>